

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 5 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A－2 次の記述は、第二級総合無線通信士が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 第二級総合無線通信士は次の(1)から(3)までに掲げる無線設備の操作を行うことができる。
- (1) 次のイからホまでに掲げる通信操作
- イ 無線設備の国内通信のための通信操作
 - ロ 船舶地球局、 A 、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の B のための通信操作
 - ハ 移動局（ロに掲げるものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
 - ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
 - ホ 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
- (2) 次のイからニまでに掲げる無線設備の技術操作
- イ 船舶に施設する空中線電力 C 以下の無線設備
 - ロ 航空機に施設する無線設備
 - ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
 - ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。）で空中線電力250ワット以下のもの
- (3) (1)及び(2)に掲げる操作のほか、電波法施行令第3条（操作及び監督の範囲）に定めるもの

A	B	C
1 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	500ワット
2 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信	250ワット
3 航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	250ワット
4 航空局	国際通信	500ワット

A－3 無線局の免許の有効期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
- 2 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して10年を超えない範囲内において告示で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 3 海岸局の免許の有効期間は、5年とする。
- 4 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。

A－4 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び B 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を C 。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 D を省略することができる。
- 注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
注2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 工事が落成したとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	受けることができる	当該検査
2 工事が落成したとき	員数	受けなければならない	その一部
3 工事落成の期限の日になったとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	受けなければならない	当該検査
4 工事落成の期限の日になったとき	員数	受けることができる	その一部

A－5 次の記述は、免許人（包括免許人を除く。）の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる
2 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す
3 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
4 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる

A－6 海上移動業務の無線局の無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出しなければならない。
(1) 免許証 (2) 写真1枚 (3) 氏名の変更の事実を証する書類
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A－7 電波の強度、高圧電気等に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の3、第21条の4、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
(1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 2** 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所を含む。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備、移動する無線局の無線設備その他電波法施行規則第21条の4で定める無線設備については、この限りではない。
- 3** 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。
- 4** 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。

A－8 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第55条及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2** 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合は、この限りでない。
- 3** 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4** 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A－9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 遭難通信とは、船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2** 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3** 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 4** 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大な危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

A－10 次の記述のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に適合しないものはどれか。
電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の高調波の強度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の変調度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A－11 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために □ A □ ことができる。
- ② 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は □ B □ について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ③ 海岸局は、 □ C □ 運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

A	B	C
1 必要な措置をとることを求める	使用電波の型式若しくは周波数	常時
2 必要な措置をとることを求める	使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力	告示で定める時間
3 無線局の運用の停止を命ずる	使用電波の型式若しくは周波数	告示で定める時間
4 無線局の運用の停止を命ずる	使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力	常時

A－12 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次により行うものとする。
 - (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
 - (2) 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも □ A □ を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては □ B □ に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
 - (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 - (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等に □ C □ を明示するものとする。

A	B	C
1 10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
2 10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
3 15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4 15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等

A－13 次の記述は、安全呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第96条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「 A 」を3回送信して行うものとする。
- ② 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて通報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「 A 」を3回送信して行うものとする。
- ③ ②の安全通報は、 B 送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ④ ②の通報には、通報の C を附さなければならない。

A	B	C
1 警報	その通報を入手した直後から	出所及び日時
2 警報	必要な間隔を置いて	種類及び重要度
3 安全	その通報を入手した直後から	種類及び重要度
4 安全	必要な間隔を置いて	出所及び日時

A－14 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について述べたものである。無線通信規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、 A に正しく調整した正確な時計を備え付けなければならない。
- ② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に対して責任を負う全時間中無休としなければならない。
- ③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の B に不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、又、権限のある機関が要求する聴守を維持しなければならない。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の C に通知することなく聴守を中止してはならない。

A	B	C
1 所属する国又は地域の標準時	安全及び正常な飛行	運航管理機関
2 協定世界時（UTC）	効率的な飛行	運航管理機関
3 協定世界時（UTC）	安全及び正常な飛行	航空局又は航空地球局
4 所属する国又は地域の標準時	効率的な飛行	航空局又は航空地球局

A－15 暗語に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 2 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができない。
- 3 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
- 4 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

A－16 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条第4項の規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の率領を行う
3 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4 遭難周波数の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の率領を行う

A－17 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A 、 B 受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する C 探知し及び識別するために協力することを約束する。

A	B	C
1 自国の領域内で発せられた場合には	速やかにこれを	自国の管轄の下にある局を
2 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の下にある局を
3 いずれから発せられたかを問わず	速やかにこれを	いずれの国の管轄の下にある局をも
4 自国の領域内で発せられた場合には	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の下にある局をも

A－18 航空局等（注）における遭難通信及び緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 1 航空局等は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 2 航空局等は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、すべての電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 4 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

A－19 次の記述は、GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件について述べたものである。
STCW条約（改正を含む。）（注2）の附属書第4章第4－2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- ① GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、 **A** が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- ② SOLAS条約（改正を含む。）（注3）により **B** を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。
- (1) **C** であること。
- (2) 承認された **D** 、かつ、STCWコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

注3 海上人命安全条約

A	B	C	D
1 自国の法令に基づき所管官庁	救難設備	18歳以上	教育及び訓練を修了し
2 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	18歳以上	教育及び訓練を修了し
3 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	20歳以上	実務経歴を有し
4 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	20歳以上	実務経歴を有し

A－20 船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 2 通信のたびごとに、遭難通信、緊急通信及び安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の概要（遭難通信については、その全文）並びにこれに対する措置の内容
- 3 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- 4 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容

B－1 次の記述は、搜索救助用レーダートランスポンダ（総トン数20トン未満の船舶（注）に設置するものを除く。）の条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の3の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 国際航海に従事する旅客船を除く。

搜索救助用レーダートランスポンダは、次の(1)から(10)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 小型かつ軽量であること。
- (2) 取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。
- (3) ア により、動作を開始し、及び停止することができること。
- (4) 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。
- (5) 電波が発射されていること及び イ 状態を表示する機能を有すること。
- (6) 正常に動作することを容易に、かつ、定期的に試験できる機能を有するものであること。
- (7) 通常起こり得る ウ の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。
- (8) 生存艇に取り付けた状態での空中線高は海面上少なくとも エ 以上となること。
- (9) 電池の容量は、 オ の待受状態の後、1ミリ秒の周期でレーダー電波を受信した場合において、連続8時間支障なく動作させることができるものであること。
- (10) (1)から(9)までに掲げる条件のほか、無線設備規則第45条の3の3（搜索救助用レーダートランスポンダ）第1項に掲げる条件に適合すること。

- | | |
|------------|--------------|
| 1 手動 | 2 遠隔操作 |
| 3 待受 | 4 正常に動作していない |
| 5 温度若しくは湿度 | 6 気圧 |
| 7 1メートル | 8 0.5メートル |
| 9 96時間 | 10 48時間 |

B－2 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第16条、第18条、第19条の2、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 ア 行わなければならない。
- ② 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする イ によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ③ 呼出しは、 ウ をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、 エ ならない。
- ⑤ ④の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 オ を示すものとする。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 受信者が筆記できる程度の速さで | 2 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して |
| 3 電波の周波数 | 4 電波の周波数その他必要と認める周波数 |
| 5 1分間以上の間隔 | 6 2分間の間隔 |
| 7 直ちにその呼出しを中止しなければ | 8 その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ |
| 9 その混信の程度 | 10 分で表す概略の待つべき時間 |

B－3 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う義務船舶局に備付けを要するものを1、備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 海上における人命の安全のための国際条約
- イ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

B－4 次の記述は、船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。電波法施行規則（第38条の4）及び無線局運用規則（第7条、第8条及び第8条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 ア 当該無線設備によって イ 、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①の義務船舶局においては、①によりその機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を ウ に通知しなければならない。
- ③ 船舶局の遭難自動通報設備については、 エ ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、③により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 オ 、これを保存しなければならない。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 毎月1回以上 | 2 毎日1回以上 |
| 3 通信連絡を行い | 4 擬似空中線回路を使用して試験を行い |
| 5 船舶の責任者 | 6 免許人 |
| 7 1年以内の期間 | 8 6箇月以内の期間 |
| 9 当該試験をした日から5年間 | 10 当該試験をした日から2年間 |

B－5 次に掲げる事項のうち、電波法（第76条第1項）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることがある処分に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
- イ 無線局の免許の取消しの処分
- ウ 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
- エ 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分
- オ 3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分